

青森県報

号外第五十五号

平成十八年
五月三十一日
(水曜日)

目 次

公安委員会

- 青森県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (交通企画課) …… 一
- 青森県放置違反反金の徴収等に関する規則…………… (交通指導課) …… 三
- 委託講習の実施に関する規則及び青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則…………… (交通企画課) …… 三

公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月三十一日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第十二号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十章 雑則(第四十三条 第四十五条)」を「第十章 確認事務の委託 第十一章 雑則(第五十

等(第四十三条 第五十条)

一条 第五十三条) に改める。

第二条に次のただし書きを加える。

ただし、第十章の規定により公安委員会に提出する申請及び申込みに関する書類は、青森県警察本部交通部交通指導課を経由するものとする。

第四条第一項第五号二中「八」を「二」に改め、同二を同号ホとし、同号八の次に次のように加える。

二 法第五十一条の八第一項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けのため現に使用する車両で、駐車禁止除外指定車標章(別記様式第二号の五)を掲出して

第十七条第一項中「第七十四条の二」を「第七十四条の三」に改め、同条第二項第四号中「第二十九条第一項第二号」を「第二十九条第一項第四号」に改める。

第十九条中「第七十四条の二」を「第七十四条の三」に改める。

第四十五条を第五十三条とする。

第四十四条第一号中「別記様式第四十三号」を「別記様式第五十四号」に改め、同

条第二号中「別記様式第四十四号」を「別記様式第五十五号」に改め、同条を第五十二条とする。

第四十三条を第十章第五十一条とする。

第十章を第十一章とし、第九章の次に次の一章を加える。

第十章 確認事務の委託等

(登録の申請)

第四十三条 法第五十一条の八第一項の規定による登録を受けようとする法人は、登録申請書(別記様式第四十三号)を公安委員会に提出しなければならない。

(登録の結果通知)

第四十四条 公安委員会は、前条の申請をした法人に対して、登録をしたときは登録通知書(別記様式第四十四号)により、登録をしないときは登録申請に関する通知書(別記様式第四十五号)により通知するものとする。

(登録の取消し)

第四十五条 法第五十一条の規定による取消しは、登録取消処分通知書(別記様式第四十六号)により行うものとする。

(駐車監視員資格者講習)

第四十六条 法第五十一条の十三第一項第一号イの規定による講習を受けようとする

者は、駐車監視員資格者講習受講申込書（別記様式第四十七号）を公安委員会に提出しなければならない。

（駐車監視員資格者認定）

第四十七条 法第五十一条の十三第一項第一号口の規定による認定を受けようとする者は、駐車監視員資格者認定申請書（別記様式第四十八号）を公安委員会に提出しなければならない。

二 公安委員会は、前項の認定を受けようとする者に対し、認定者査を実施するものとする。

（駐車監視員資格者講習修了証明書及び認定書の再交付）

第四十八条 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号。以下「委託に関する規則」という。）第九條第二項による駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付又は同規則第十條第五項の規定による認定書の再交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書（別記様式第四十九号）を公安委員会に提出しなければならない。

（駐車監視員資格者証）

第四十九条 法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者証交付申請書（別記様式第五十号）を公安委員会に提出しなければならない。

二 法第五十一条の十三第二項の規定により、資格者証の返納を命ずるときは、駐車監視員資格者証返納命令書（別記様式第五十一号）により行うものとする。

（資格者証の書換え交付及び再交付）

第五十条 委託に関する規則第十三條第一項の規定による資格者証の書換え交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者証書換え交付申請書（別記様式第五十二号）を公安委員会に提出しなければならない。

二 委託に関する規則第十三條第二項の規定による資格者証の再交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者証再交付申請書（別記様式第五十三号）を公安委員会に提出しなければならない。

別記様式第二号の四の次に次の様式を加える。

別記様式第2号の5（第4条関係）

駐車禁止除外指定車 (放置車両確認機関使用車)	番号 _____
車両登録番号	
有効期限	年 月 日まで
発行日	年 月 日
青森県公安委員会 印	

表

注 意 事 項
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
2 この標章は、下記の使用者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
3 この標章を使用する場合は、前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。
4 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従ってください。
使用者 _____

裏

注

- 1 色彩は、縁及び文字を黒色、表地を赤褐色、裏地を白色とする。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格B6横長とする。

別記様式第十一号の(職)中「第74条の2」を「第74条の3」に改める。
 別記様式第十一号の(職)中「第74条の2」を「第74条の3」に改める。
 別記様式第十二号中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。
 別記様式第四十号中「第44条関係」を「第52条関係」に改め、同様式を別記様式第五十五号とする。
 別記様式第四十三号中「第44条関係」を「第52条関係」に改め、同様式を別記様式第五十四号とする。
 別記様式第四十一号の次に次の十一様式を加える。

別記様式第 4 3 号 (第43条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※登録年月日	
※登録番号	

登 録 申 請 書

道路交通法第51条の8第2項の規定により登録の申請をします。

青森県公安委員会 殿
 (主たる事務所の所在地)
 (名 称)
 (代 表 者 の 氏 名) ㊟
 年 月 日

(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所の所在地	電話 ()) —
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人) 5 その他 ()
(ふりがな) 代表者氏名	

[法人関係] <input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 添付書類 <input type="checkbox"/> 役員の名簿 <input type="checkbox"/> 資格事由に該当しない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し(2名以上) <input type="checkbox"/> 事務所に係る資料	[各役員関係] <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 診断書
--	--

記載要領 ※印刷には記載しないこと。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

別記様式第4号 (第44条関係)

第 号

登 録 通 知 書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

道路交通法第51条の8第1項に規定する登録を行い、下記のとおり登録簿に登録したので通知します。

登録年月日	年 月 日 (有効期限	年 月 日)
登録番号	第	号

(注：登録の更新は、有効期限の 月前から 日前までの間に申請してください。)

年 月 日

青森県公安委員会 印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(裏)

収入証紙貼り付け欄

--	--	--	--

別記様式第4-5号 (第44条関係)

第 号

登録申請に関する通知書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の8第1項に規定する登録の申

請については、下記の理由により登録しないこととしたので通知します。

理 由

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき青森県公安委員会に対して、異議申立てをすることができず (なお、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなりす。)
- 処分の取消しの訴え (取消訴訟) は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法に基づき青森県を被告として (訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となりす。)、提起しなければなりません (なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりす。)

年 月 日

青森県公安委員会 印

照 会 先
〒030—0801 青森県青森市新町2丁目3番1号 青森県警察本部交通部交通指導課 電話017—723—4211内線 (5134)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第4-6号 (第45条関係)

第 号

登録取消処分通知書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

道路交通法第51条の10の規定により、登録 (登録番号 第 号)

を取り消したので通知する。

理 由

- 行政手続法第27条第2項ただし書の規定に基づき異議申立てをすることができず (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき青森県公安委員会に対して異議申立てをすることができず (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなりす。))
- この処分の取消しの訴え (取消訴訟) は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法に基づき、青森県を被告として (訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となりす。)、提起しなければなりません (なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりす。)

年 月 日

青森県公安委員会 印

照 会 先
〒030—0801 青森県青森市新町2丁目3番1号 青森県警察本部交通部交通指導課 電話017—723—4211内線 (5134)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第47号 (第46条関係)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	年 月 日
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申込者の氏名)

⑧

本籍	〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇	
住所	〇〇都道府県	
電話	(〇〇) 〇〇 〇〇	(自宅・携帯)
氏名	(ふりがな)	性 別
生年月日	年 月 日	男・女
勤務先その他の連絡先	電 話 (〇〇) 〇〇 〇〇	写 真 (縦3.0cm×横2.4cm)
受講希望年月	年 月 日	

※受講年月日	年 月 日	※ 修了考査の結果	合 ・ 否
(修了考査)	(年 月 日)		
※受講場所			
※受講番号			

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

注 意 事 項 (裏)

- 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。
- 18歳未満の者
 - 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることなく、かつ日から起算して2年を経過しない者
 - 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めらるるに足りる相当理由がある者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

収入証紙貼り付け欄

別記様式第 4 8 号 (第17条関係)

(裏)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 認定年月日	年 月 日
※ 認定書番号	

駐車監視員資格者認定申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

Ⓢ

本 籍	〒 — —			都道府県
住 所	電 話 () — —			(自宅・携帯)
申 請 者	(ふりがな) 氏 名	性 別	男・女	写 真 (縦3.0cm× 横2.4cm)
		生年月日	年 月 日	
勤務先その他の連絡先		電 話 () — —		

実 施 地	※認定検査日	年 月 日	※認定検査の結果	合 ・ 否
	※受検場所			
	※受検番号			

記載要領 1 ※印刷には、記載しないこと。

- 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを貼り付けること。
- 3 確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

収入証紙貼り付け欄	
-----------	--

別記様式第 4 9号 (第48条関係)

※受理年月日		年	月	日
※受理番号				
※証明書再交付年月日		年	月	日

駐車監視員資格者講習修了証明書 (認定書) 再交付
申請書

青森県公安委員会 殿

年 月 日

(申請者の氏名) ㊟

本籍	〒 ー		都道府県
住所	電話 ()	ー	(自宅・携帯)
	性別 男・女		
申請者	生年月日	年 月 日	
	勤務先	電話 ()	ー
証明書	番号		
	交付年月日	年 月 日	

再交付を申請する事由

記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4縦長とする。

別記様式第 5 0号 (第49条関係)

※受理年月日		年	月	日
※受理番号				
※交付年月日		年	月	日
※資格者証番号				

駐車監視員資格者証交付申請書

青森県公安委員会 殿

年 月 日

(申請者の氏名) ㊟

本籍	〒 ー		都道府県
住所	電話 ()	ー	(自宅・携帯)
	性別 男・女		
申請者	生年月日	年 月 日	写真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
	勤務先その他の連絡先	電話 ()	ー
証明書	番号		
	交付年月日	年 月 日	

※添付書類

- 修了証明書又は認定書
- 戸籍謄本又は抄本
- 登記事項証明書
- 診断書
- 誓約書
- 写真2枚 (うち一枚貼付)

記載事項 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4縦長とする。

(裏)

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わったり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めらるるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

青森県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

収入証紙貼り付け欄

--	--	--	--

別記様式第5-1号 (第49条関係)

第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

(住所)

(氏名)

殿

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証(第号)の返納を命ずる。

理 由

- この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならぬ。
- 行政手続法第27条第2項ただし書の規定に基づき異議申立てをすることができるときは、この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき青森県公安委員会に対して異議申立てをすることができ、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなりす。
- この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法に基づき青森県を被告として(訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会とします。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒030-0801 青森県青森市新町2丁目3番1号
 青森県警察本部交通部交通指導課
 電話017-723-4211(内線5134)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第52号 (第50条関係)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

㊦

本 籍	〒 ー 都道府県			(自宅・携帯)	
申 住 所	電 話 () ー				
請 者	(ふりがな)	性 別	男・女	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
		氏 名			
生年月日	年 月 日	勤務先その 他の連絡先	電 話 () ー		
資格者証 番号	交付年月日	年 月 日			
書換え交付を 申請する事由					

- 記載要領 1 ※印刷には、記載しないこと。
 2 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(裏)

収入証紙貼り付け欄

--